



COVID-19 情報：期間限定ビザでオーストラリア滞在中の方へ

2020年4月4日現在

オーストラリア政府は期間限定ビザ保有者に関する制度変更を発表しました。この変更は、オーストラリア社会の健康を守り、オーストラリア国民の就業機会を確保し、基幹産業を支援し、ウイルス後の迅速な回復を支援することを目的としています。

オーストラリア国内にいるビザ保有者は、COVID-19に関する公共保健通達を遵守してください。

ワーキングホリデービザ保有者

ワーキングホリデービザに関する変更は、保健、高齢者・身障者ケア、農業および食品加工、保育などの最重要セクターを支援します。

- ワーキングホリデーで上記の最重要セクターに就労中の方は、同一の雇用主の下で働く期間を最長6ヶ月とする制限が免除されます。また、今後6ヶ月以内にビザが切れる場合、これらのセクターでの就労を継続するために新しいビザを申請することができます。

ワーキングホリデービザ保有者で、自活できない人は帰国の手配をする必要があります。

季節就労者

季節就労プログラムおよび太平洋就労制度に基づく就労者は、農業セクターを支援するためオーストラリア滞在の延長が認められます。

季節就労プログラムでオーストラリアに滞在中の方は、オーストラリア政府公認イベント(Australian Government Endorsed Event, AGEE)ストリームに従って期間限定活動ビザ(サブクラス 408)の申請ができます。太平洋就労制度対象者は、新設された期間限定就労(国際関係)(サブクラス 403)太平洋就労ストリームビザの申請ができます。

ビジタービザ保有者

ビジタービザ保有者で、自活できない人は、可能な限り帰国の手配をする必要があります。

留学生

留学生は、オーストラリアでの生活を支えるために、家族からの仕送り、できる場合はアルバイト、あるいは自己資金に頼ることが推奨されます。特定の場合には、オーストラリアの退職年金を引き出すことができることがあります。

留学ビザ保有者がコロナウイルス事情によりビザ要件の充足が困難となった場合、政府は柔軟な対応をする用意があります。

期間限定就労ビザ保有者

期間限定就労ビザ(TSSビザ)保有者で、一時的に勤務停止になったが解雇されていない場合、ビザの有効性に問題はありません。雇用主は通常の手続でビザの延長を申請できます。また、同ビザ保有者が生活を支えるため、退職年金から\$10,000以内の引き出しが許可されます。

雇用主が同ビザ保有者の就労時間を削減しても、雇用主や同ビザ保有者が同ビザの要件に違反したことになりません。

解雇された場合、同ビザ保有者は60日以内に別の雇用先を見つけるか、オーストラリアを出国(そうすることが可能な場合)しなければなりません。

上記の臨時措置について、より詳しい情報は内務省のウェブサイト <https://covid19.homeaffairs.gov.au/> をご覧ください。